

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

薩摩川内市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

薩摩川内市長

公表日

令和8年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	薩摩川内市では、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。 被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。 給付に係る事務としては、主に、申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給する。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。 平成30年度からの国保の制度改革に伴う県内の市町村間の転居に伴う資格継続、高額該当回数の引継ぎ業務を行う。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 具体的には、 ①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付(有効期限は1年間で、年1回切替) ③申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給 ④高額療養費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給 ⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等に おける資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を 抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の 提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、 当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等 事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、 当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報 とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	・市町村事務処理標準システム ・国保総合システム ・国保情報集約システム ・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- ・国民健康保険資格情報ファイル
- ・国民健康保険給付情報ファイル
- ・国民健康保険高額該当引継情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の44の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 (オンライン資格確認の準備業務の根拠) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
鹿児島県国民健康保険団体連合会、株式会社南日本情報処理センター	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政管理部総務課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話:0996-23-5111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険部保険年金課(住所:薩摩川内市神田町3番22号 Tel:0996-23-5111)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書類棚等に保管することを徹底している。また、手作業が介在する場合は、必ず複数人で確認をしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、情報セキュリティ研修を実施し、適切に特定個人情報が管理されていることを確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 中村 真	保険年金課長 西田 光寛	事後	平成27年4月1日付人事異動
平成29年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	薩摩川内市では、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。 被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。 給付に係る事務としては、主に、申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給する。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。 具体的には、 ①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付（有効期限は1年間で、年1回切替） ③申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給 ④高額療養費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給	薩摩川内市では、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。 被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。 給付に係る事務としては、主に、申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給する。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。 平成30年度からの国保の制度改革に伴う県内の市町村間の転居に伴う資格継続、高額該当回数の引継ぎ業務を行う。 具体的には、 ①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付（有効期限は1年間で、年1回切替） ③申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給 ④高額療養費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給	事前	平成29年6月から運用テスト開始
平成29年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・Acrocity国民健康保険（資格） ・Acrocity国民健康保険（給付） ・国保総合システム ・中間サーバー	・Acrocity国民健康保険（資格） ・Acrocity国民健康保険（給付） ・国保総合システム ・次期国保総合システム ・国保情報集約システム ・中間サーバー	事前	平成29年6月から運用テスト開始
平成29年6月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	・国民健康保険資格情報ファイル ・国民健康保険給付情報ファイル	・国民健康保険資格情報ファイル ・国民健康保険給付情報ファイル ・国民健康保険高額該当引継情報ファイル	事前	平成29年6月から運用テスト開始
平成29年5月29日	I 関連情報 6. 他の評価実施機関	鹿児島県国民健康保険団体	鹿児島県国民健康保険団体連合会、株式会社南日本情報処理センター	事後	
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 西田 光寛	保険年金課長	事後	文言修正
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	IVリスク対策		平成31年4月1日時点	事後	
令和1年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・Acrocity国民健康保険（資格） ・Acrocity国民健康保険（給付） ・国保総合システム ・次期国保総合システム ・国保情報集約システム ・中間サーバー	・Acrocity国民健康保険（資格） ・Acrocity国民健康保険（給付） ・国保総合システム ・国保情報集約システム ・中間サーバー	事後	文言削除
令和1年11月1日	I 関連情報	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	III しきい値判断結果	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	VIリスク対策	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	薩摩川内市では、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。 被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。 給付に係る事務としては、主に、申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給する。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。 平成30年度からの国保の制度改革に伴う県内の市町村間の転居に伴う資格継続、高額該当回数の引継ぎ業務を行う。 具体的には、 ①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付(有効期限は1年間で、年1回切替) ③申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給 ④高額療養費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給	薩摩川内市では、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。 被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。 給付に係る事務としては、主に、申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給する。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。 平成30年度からの国保の制度改革に伴う県内の市町村間の転居に伴う資格継続、高額該当回数の引継ぎ業務を行う。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金	事後	
令和2年5月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年5月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の42の項及び43の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の42の項及び43の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年7月7日	VIリスク対策 8. 監査 実施の有無	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	市民福祉部保険年金課	保健福祉部保険年金課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課文書法制室	行政管理部行政経営課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ 連絡先	市民福祉部保険年金課	保健福祉部保険年金課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表の44の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法令改正に伴うもの
令和7年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の42の項及び43の項 (オンライン資格確認の準備業務の根拠) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 (オンライン資格確認の準備業務の根拠) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法令改正に伴うもの
令和7年12月1日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式改正に伴うもの
令和7年12月1日	VIリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である。	事後	様式変更に伴い追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	VIリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		特定個人情報を含む書類は、施錠できる書類棚等に保管することを徹底している。また、手作業が介在する場合は、必ず複数人で確認しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		毎年、情報セキュリティ研修を実施し、適切に特定個人情報が管理されていることを確認している。	事後	様式変更に伴い追記
令和8年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	行政管理部行政経営課	行政管理部総務課	事後	令和8年4月1日付組織見直し
令和8年4月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	・Acrocity国民健康保険(資格) ・Acrocity国民健康保険(給付)	・市町村事務処理標準システム	事後	システム変更に伴う修正
令和8年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部保険年金課	健康保険部保険年金課	事後	令和8年4月1日付組織見直し
令和8年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部保険年金課(住所:薩摩川内市神田町3番22号 TEL:0996-23-5111)	健康保険部保険年金課(住所:薩摩川内市神田町3番22号 TEL:0996-23-5111)	事後	令和8年4月1日付組織見直し
令和8年7月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和1年11月1日時点	令和8年7月31日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和8年7月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和1年11月1日時点	令和8年7月31日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施